



法定外福利厚生

特別措置貸付金の内容変更

法定外福利厚生規程特別措置職員貸付



法定外福利厚生規程 特別措置職員貸付

4月の広報紙にて給与日変更に伴う「臨時貸付制度」について記載しましたが、6月5日の理事会にて制度を見直し、変更しました。

2019年8月1日より起算日が変わりますので、給料日も繰り上げて28日から20日に変更します。移行準備期間を考慮し移行期の家計の資金繰りにおける職員不安を考慮し、無利子の貸付制度です。

	変更前	変更後	備考
貸付日	2019年8月20日(給与支給日)		
貸付対象者	貸付希望申請者	経常 給与支給者 ※	※経常 給与支給者の範囲 常勤(正規職員・契約職員・嘱託職員) (非常勤は希望者のみ対象)
貸付額	給与規定第3条 01～08(固定給部分)の申請者1か月相当額を上限	1か月手取り相当額になるように支給額との差額を貸与	1か月手取り相当額の算出方法 2019年4月～6月支給給与の手取り額(残業代を除く)の平均を算出
返済期間	2020年3月31日	2021年1月	
返済方法	一括・分割(最大7回)選択 ※分割返済は9月支給給与より引落し開始	2019年9月より17回分割返済 ※9月支給給与より引落し開始 ※返済回数は希望変更可	
利子	無利子		

2019年8月1日より

起算日の変更
毎月16日 ⇒ 毎月1日

給与日の変更
毎月28日 ⇒ 毎月20日

給与の計算期間
毎月16日～翌月15日
↓
毎月1日～当月末日

※別紙、表示の申請書を添付します。記入の後、提出ください。

2019.6.5 理事会第8号議案決議事項
(期間特別 2019.4.1～2021.1.31)

社会福祉法人福医会
理事長 馬場裕基 殿

法定外福利厚生規程

特別措置貸付金に関する申請書(確認書)

2019.8.1より社会福祉法人福医会就業規則及び給与規程の一部変更に伴う給与起算日・給与支給日変更に伴い、救済措置として社会福祉会計基準等関係法令に依り【1か月手取り相当額】に不足する金額を一律17回分割返済とし無金利で職員に貸付を行う。

※【1か月手取り相当額】は2019.4～6月3か月分手取り額の残業手当を除いた平均を算出。
※分割返済額は貸付額を分割回数で割り、繰数は1回目返済時に引き落とす。

下記のとおり、法定外福利厚生規程特別措置貸付金に関して

<input type="checkbox"/>	貸付を希望しない
<input type="checkbox"/>	特別措置貸付金制度の通り貸付希望
<input type="checkbox"/>	特別措置貸付金制度の貸付を希望するが、返済回数の変更を希望
<input type="checkbox"/>	一括返済(現金持参・口座振込) / 分割()回払い
※1回目の返済額は給与支給額の25%以内	

※3箇所から選択

申請致します。

貸付実行日 2019年8月20日
金利 0%(無利子)
返済期限 2021年1月31日

対象者は貸付を希望しない場合でも必ず提出してください。

申請書には「貸付希望」「貸付希望・返済回数変更」「貸付不要」の3つの選択項目があります。

対象者は
申請書を必ず提出

非常勤は希望者提出



総務課
問い合わせ
西海市大島町 1876-59
0959-34-2288
総務課 矢野・小宮・岩田

申請書提出期限：7月31日まで 提出先：総務課

非常勤の方は「貸付希望」「貸付希望・返済回数変更」のいずれかに該当する方のみ提出が必要です。

※注意事項※
○ 債務不履行時には、残債に対し民事法定利率に順に延滞損害金が発生する場合があります。
○ 返済途中で退職をする場合は、退職日までに貸付残金を返金して頂きます。

注意事項の内容を確認の上、これに同意致します。

※日付、名前 印

申請日 2019年 月 日

自署 印